

「倉敷市第二次文化振興基本計画（素案）」の パブリックコメント集約結果

「倉敷市第二次文化振興基本計画（素案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数 1人 6件

2 御意見の要旨と市の考え方

次ページのとおりです。（類似の意見はまとめています。）

3 今後の予定

倉敷市文化振興審議会による審議・答申を経た後に、成案を公表します。

4 参考

意見募集期間 令和2年12月21日（月）～令和3年1月20日（水）

御意見をお寄せいただきました皆様の御協力に厚くお礼申し上げます。

倉敷市 文化産業局 文化観光部 文化振興課

No.	御意見の要旨	倉敷市の考え方
1	第1章1節に、一次計画を改定すること、上位計画として総合計画があることを記載すべきである。	第1章3節「計画の位置づけ」で記載していましたが、いただきました御意見をもとに表現を変更し、第1章1節「策定の目的」にも、一次計画の策定について触れ、上位計画を受けて改定することを追記します。
2	上位計画である第七次総合計画との相互関係を説明する必要がある。	第1章において、上位計画である第七次総合計画との相互関係がわかるよう表現を変更します。
3	一次計画において項目ごとの評価が必要である。	「現状と課題」の「これまでの取組」の中で、実績と課題として、とりまとめています。
4	「本市の文化芸術施策における課題」の抽出根拠が不明である。	現状の課題は、「策定の趣旨」で述べた「策定の背景」等を踏まえ、一次計画の検証結果等を根拠に抽出しています。いただいた御意見をもとに、よりわかりやすくなるよう表現を変更します。
5	上位計画である総合計画改定における変更点と一次計画の評価をもとに、一次計画からの変更点を説明する必要がある。	第七次総合計画の考え方は、「策定の趣旨」の「市の動向」でお示ししています。変更点については、「施策展開」の「新たな取組」で記載していましたが、いただいた御意見をもとに、よりわかりやすくなるよう表現を変更します。
6	目指す方向などの基本的な事項を大きく変更するのであれば、明確に宣言する必要がある。	変更点については、上記のとおりお示しできていると考えております。いただきました御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

パブリックコメント要約版

1 案件名
倉敷市第二次文化振興基本計画(素案)について
2 募集期間
令和2年12月21日(月)～令和3年1月20日(水)
3 趣旨
<p>倉敷市では、本市の個性と魅力を伸ばすため、総合的な文化施策の指針として、平成22年3月に「倉敷市文化振興基本計画」を策定しました。</p> <p>この計画に基づき、文化芸術の鑑賞機会の充実や文化芸術活動の活性化を図る取り組みなど、関係部署と連携した事業を展開することで、文化振興に努めてきました。策定から10年が経過し、この度、上位計画である総合計画の改定に合わせ、文化振興基本計画も改定することいたしました。</p> <p>生活に文化が薫るまちを目指して、国の「文化芸術基本法」の施行を受けた、文化芸術の振興にとどまらない、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの施策と連携を図った総合的な文化芸術施策を推進する「倉敷市第二次文化振興基本計画」の策定にあたって、市民の皆様のご意見を募集します。</p>
4 資料閲覧場所
・文化振興課 ・情報公開室 ・児島、玉島、水島、真備 各支所産業課窓口
5 提出方法
(1)窓口への提出 ・提出先 上記「4 資料閲覧場所」まで ・提出時間 土曜・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分
(2)郵送 ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 文化振興課 消印有効
(3) F A X (086-421-0107)
(4) Eメール(citprm@city.kurashiki.okayama.jp)
6 問合せ先
文化産業局 文化観光部 文化振興課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁2階8番窓口 ;086-426-3075 FAX;086-421-0107 アドレス;citprm@city.kurashiki.okayama.jp